船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第５号に規定する研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）第２１条第１項第３号に規定する知識及び技能の修得を含む。以下「実務者研修」という。）を修了し、かつ、市内の障害福祉サービス事業所に就業する者に対し、船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における障害福祉サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに障害福祉サービスの安定供給に資することを目的とする。

（障害福祉サービス事業所）

第２条　前条に規定する障害福祉サービス事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条に規定する事業（ただし、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」を除く。）を提供し、又は施設を運営するもののうち市内に所在する事業所をいう。

（交付の要件等）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、第４号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

⑴　申請日において初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の４月１日以降であること。

⑵　障害福祉サービス事業所の従業者として、前条に掲げる障害福祉サービス事業のいずれかを行う船橋市内の事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に、研修の修了日以降３か月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。

⑶　就業先である障害福祉サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること。

⑷　船橋市市税条例（昭和２９年条例第３０号）に規定する市税に滞納がないこと。

２　前項の規定にかかわらず、研修の受講に係る経費について他の公的な制度による助成（本事業による補助を含む。）を受けている場合は、補助金の交付を

受けることができない。

３　同条第１項に規定する障害福祉サービス事業所の従業者は、法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令１７１号）に規定する従業者（ただし、「医師」、「看護職員」、「理学療法士又は作業療法士」を除く。）をいう。

（補助金交付対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、対象経費（次条第１項第２号に規定する養成研修事業者等又は就業先である障害福祉サービス事業所の運営法人等から当該経費について助成等を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該助成等に係る額を控除した後の経費）のうち市長が必要があると認めるものについて、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、１人につき当該各号に定める額を限度とする。

⑴　初任者研修　１００，０００円

⑵　実務者研修　１５０，０００円

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金交付申請書（兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書）（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第２号に規定する介護員養成研修事業者（以下「介護員養成研修事業者」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第５項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者養成施設」という。）が発行する第４条に規定する経費の領収書の写し

⑵　前号の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が介護員養成研修事業者又は実務者養成施設（以下「養成研修事業者等」という。）に対し、クレジットカード会社を介して第４条に規定する経費を支払う契約を締結した場合は、養成研修事業者等が発行するクレジット契約証明書の写し

⑶　領収書又はクレジット契約証明書には、次の事項が記載されていること

ア　養成研修事業者等の名称

イ　研修の受講に要した経費であること

ウ　研修に係る教材の取得に要した経費であること
エ　研修を受講する者（支払者）の氏名
オ　領収額（又はクレジット領収額）
カ　領収額の内訳
キ　領収日（又はクレジット契約日）
⑷　養成研修事業者等が発行する修了証明書の写し
⑸　障害福祉サービス事業所が発行する就業証明書（発行された日から起算して１４日以内のものに限る。）
⑹　その他市長が必要と認める書類
２　前項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（交付決定の通知）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、その旨を船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金承諾（不承諾）決定通知書（第２号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第８条　第６条第１項の規定による申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。
２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（支給決定の取消等）

第９条　市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。
⑵　偽りその他不正の手段により、補助金を支給する旨の決定を受けたとき。
⑵　その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（交付時期）

第１０条　補助金は、第７条に規定する額の決定後に交付する。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年５月１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

第１号様式

船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金交付申請書
（兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書）

年　　月　　日

船橋市長　あて

船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金の交付を受けたいので、船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 氏　　名	印
	生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日
	住所	（郵便番号　　－　　）
	電話番号	－　　－
	メールアドレス	
申立及び 個人情報の利用に係る同意		補助金の交付申請にあたり、以下の事項について申し立てます。また、個人情報の利用について同意します。 ・本申請の対象となる研修の受講に係る経費について、本申請において申告するものの他、いかなる助成（本事業による補助を含む。）も受けておらず、また受ける予定でないことを申し立てます。 ・市役所内他課、養成研修事業者等、介護保険サービス事業者又はハローワーク等の他機関に対し費用の助成に係る確認を行う際に、個人情報を利用することについて同意します。 氏　名　　印
研修の種類 （該当するものに○）		⑴ 介護職員初任者研修　　⑵　実務者研修
研修の修了日		年　　月　　日
養成研修事業者等名称		
補助対象経費（※）		円
交付申請額		円

※補助対象経費について、養成研修事業者等又は就業先である障害福祉サービス事業所の運営法人等から助成等を受け、又は受ける予定の場合には、補助対象経費の合計から当該助成等に係る額を控除した額を記載し、当該助成等を受け、又は受ける予定であることが確認できる書類を添付すること。

口座振込依頼欄	銀行　信用組合 信用金庫　農協					本　店 支　店 出張所								
	金融機関コード					支店コード								
	口座種別	普通　当座　その他（　　）				口座番号								
	口座名義人	フリガナ 氏名												

第２号様式

船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金承諾(不承諾)決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長

先に申請のありました船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金の交付について、船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり通知します。

研修の種類	⑴　介護職員初任者研修　　⑵　実務者研修
交付の諾否	
否の場合の理由	
交付申請額	
補助金交付決定額	
支払予定日	年　　月　　日
その他	

船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金第９条の規定により、以下の場合はこの通知による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその全部若しくは一部の返還を命じます。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

⑴　偽りその他不正の手段により、補助金を支給する旨の決定を受けたとき。

⑵　その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。